

国民健康保険から

住民課国保医療係 74-3002

国民健康保険税率等の改正

虻田地区

	平成 21年度		
	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付費分
所得割	10.30%	1.90%	1.10%
資産割	34.20%	9.00%	4.90%
均等割	12,400円	2,700円	2,500円
平等割	23,500円	4,900円	3,300円
賦課限度額	470,000円	120,000円	90,000円

洞爺地区

	平成 21年度		
	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付費分
所得割	5.70%	1.90%	0.54%
資産割	66.00%	9.00%	7.30%
均等割	14,300円	2,700円	2,900円
平等割	21,100円	4,900円	2,400円
賦課限度額	470,000円	120,000円	90,000円

	平成 22年度		
	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付費分
所得割	9.30%	1.90%	1.00%
資産割	23.40%	9.00%	4.90%
均等割	13,300円	2,700円	2,700円
平等割	23,500円	4,900円	3,300円
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

	平成 22年度		
	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付費分
所得割	7.20%	1.90%	0.77%
資産割	23.40%	9.00%	4.90%
均等割	14,300円	2,700円	2,900円
平等割	22,300円	4,900円	2,800円
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

洞爺湖町

	平成 23年度		
	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付費分
所得割	8.70%	1.90%	1.00%
資産割	23.40%	9.00%	4.90%
均等割	14,300円	2,700円	2,900円
平等割	23,500円	4,900円	3,300円
賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

賦課限度額は変更になる場合があります。

軽減割合が拡大されます

保険税のうち均等割と平等割は世帯の加入者と世帯主の総所得金額が一定以下の場合、軽減措置を受けることができます。国の基準が改正されたため、この軽減の割合が拡大されます。

この軽減措置は、加入者と世帯主の中に税申告・確定申告・年末調整等をしていない方がいる場合、実際の所得金額が不明なため適用できない場合がありますのでご注意ください。

特に、収入のない方や、非課税収入（障害年金・遺族年金等）のみの方については、「所得がない旨の申告」を済ませておくようお願いいたします。なお、「所得がない旨の申告」は5月末日までをお願いいたします。

加入者と世帯主の総所得金額の合計額	平成 21年度	平成 22年度
33万円以下	6割	7割
33万円 + (世帯主を除く加入者数) × 24万5千円以下	4割	5割
33万円 + 加入者数 × 35万円以下	軽減なし	2割